

Title	政治的スペースを巡る市民社会組織のアドボカシー：援助効果論への市民社会の関与から
Author(s)	林, 明仁
Citation	聖学院大学総合研究所紀要, No.53, 2012.3 : 311-341
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/repos/modules/xoonips/detail.php?item_id=4237
Rights	



聖学院学術情報発信システム：SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

政治的スペースを巡る市民社会組織のアドボカシー

— 援助効果論への市民社会の関与から —

林 明 仁

1. はじめに

二〇一一年二月一日に韓国・釜山で閉幕した「第四回援助効果向上のための閣僚級会合 (the 4th High Level Forum: HLF4)」において、ドナー国政府、途上国政府は次のような文言を成果文書である“Busan Partnership for Effective Development Co-operation”に明記することに合意した。「国家の開発に関する課題において広範で民主的なオーナーシップを確保する (“in ensuring broad-based and democratic ownership of countries’ development agendas”)⁽¹⁾」「開発に関わるアクターは) CSO (Civil Society Organization: 市民社会組織) が独立した開発アクターとしての役割を發揮できるように最大の努力をする (“Implement fully our respective commitments to enable CSOs to exercise their roles as independent development actors”)⁽¹⁾」。

援助については、「パートナーシップ」「目標」「戦略」「資金量」など、これまでさまざまなテーマで国際会議が開かれ議論が行われてきた。例えば、MDGs (Millennium Development Goals) として知られるミレニアム開発目標は「目

標」に関する議論である。釜山で開かれたHLFは、ドナー国と呼ばれるODA (Official Development Assisances: 政府開発援助) を抛出する国とODAを受けとる国が援助の「質」(援助効果＝and effectiveness) について議論を行う場であり、現在の国際的な開発を議論するテーマとしては大きなアジェンダとなっている。

冒頭で述べた二つの文言は、開発のプロセスにおけるCSOの役割を認識するとともに、CSOが活動しやすい環境を整備し、開かれた開発のプロセスに参画させることを目的とした内容となっている。しかし、援助効果について議論するHLFの焦点が本来的にODAにあることを考えると、市民社会のアクターによる開発計画への参加や開発アクターとしての認知を得ることは必ずしもHLFの議論の対象とはならない。実際に、HLF4の成果文書の基礎となっている二〇〇五年の「援助効果にかかるパリ宣言」は、市民社会の役割などについては触れられておらず、援助効果の初期の議論では、市民社会の役割は焦点となっていなかった。では、なぜ世界的にも注目されたこの会議の成果文書において、「国家の開発計画における広範で民主的なオーナーシップを確保する」や「開発に関わるアクターは」CSOが独立した開発アクターとしての役割を發揮できるように最大限の努力をする」という文言が挿入されたのだろうか。

これらの文言が成果文書に挿入された背景には、開発に関わる世界のCSOの活発なアドボカシー活動があった。世界のCSOは国境を越えて連携をとり、さまざまなアドボカシー活動を展開することで、これらの文言を成果文書に反映させる努力を行っていたのである。本稿では上記のような問題意識をもとに、なぜ世界のCSOが援助効果の議論のプロセスにおいてCSOの認知を高めたり、開発のプロセスへの関与を強めることを求めるアドボカシー活動を展開する必要があったのか、またどのような形でアドボカシー活動を展開したのかについて考察を行うこととする。

2. CSOの政治的スペースを巡る議論

前項で指摘したアドボカシー活動をCSOが世界的に展開した理由を考察するにあたり、政治的スペースの視点から分析を行う。政治的スペースとは、政治的に活動が許される範囲あるいは国家による規制にとられずに活動できる場のことを指す^②。CSOは、国家から独立した組織であるものの、活動の範囲や程度は国家など他のアクターとの関係や環境に左右される。すなわち、政治的スペースが十分に確保されていない場合、CSOの活動は制限されることとなる。

政治的スペースとCSOによるアドボカシー活動のあり方の関係を論じたものとして、重富のモデル(図1)がある。このモデルでは、アドボカシー活動の現象形態(アドボカシー活動の発現のあり方)は、政治的多元主義の程度と経済的充足度によつて規定されるとする^③。例えば、特定の国内における政治的多元主義の程度が低ければ、CSO(重富のモデルではNGOに該当)によるアドボカシー活動は観察されず「政治的沈黙」の状態となる。また、政治的多元主義の程度が中程度になるとCSOのアドボカシー活動は「よい政治」を求める活動となる。ここでいう「よい政治」を求める活動とは、国家の資源供給に関わる意思決定や執行の過程に影響力を及ぼすことで、資源の配分や社会政策をより市民に向けたものにする^④ことである。換言すると、この「よい政治」を求める活動が、CSOの政治的スペースを拡大するアドボカシー活動に該当するといえる。さらに政治的多元主義の程度が上がると、国家の社会開発政策の拡充と資源供給の拡大を求める「大きな政府」を求めるアドボカシー活動となる。なお、経済的充足度が高く、政治的多元主義の程度も高い場合、CSOのアドボカシー活動は資源配分の役割を縮小すべきという「小さな政府」を求め

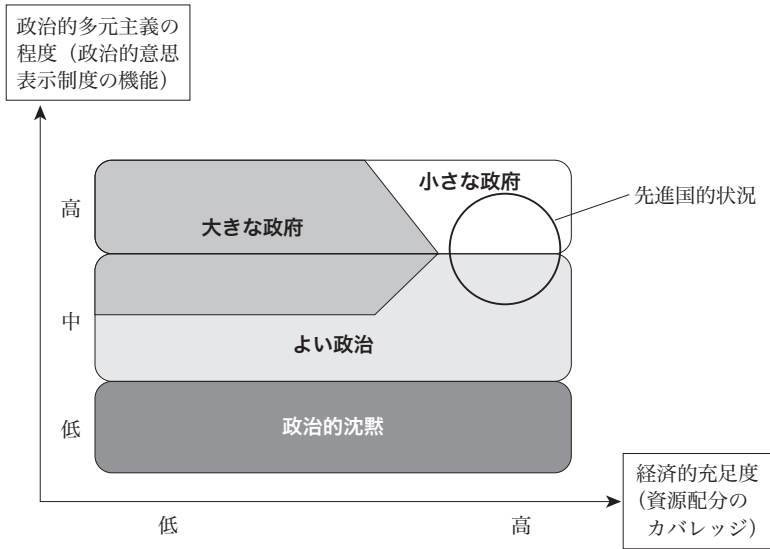


図1 NGOの国家に対するアドボカシー活動の現象携帯とその規定要因

出典) 重富真一「NGOのスペースと現象形態」『レヴァイアサン』31号、木鐸社、2002年、52頁

る活動となる。

では、HLF4に至る過程でのCSOのアドボカシー活動は、このモデルに照らして考えるところのように理解されるのだろうか。基本的にHLF4に向けたアドボカシー活動を展開したCSOは、上記モデルでいう「よい政治」を求める活動を展開した。そうすると、これらのCSOが活動する国の政治的多元主義の程度はすべて中程度だったのだろうか。例えば、HLF4に至る過程で活発なアドボカシー活動を展開したCSOの中にカナダのCSOであるCanadian Council for International Co-operation (CICIC)とカンボジアのCSOであるCooperation Committee for Cambodia (CCC)がある。政治的多元主義の程度をみると、カナダは多元的な社会の構築に取り組み、さまざまな社会的アクターを政治的課題に関与させてきた一方で、カンボジアは市民的自由が制限されている国として認識されている⁽⁴⁾。すなわち政治的多元主義の程度は、両国において対

極的となっており、図1のモデルに従えば、カナダのCSOであるCCICは「小さい政府」を求めるアドボカシー活動を展開し、カンボジアのCSOであるCCCは「政治的沈黙」を守ることになる。しかしながら、HLF4に至る過程でCCICもCCCも「よい政治」を求めるアドボカシー活動を活発に展開しており、モデルが示すアドボカシー活動の現象形態は現れていない。そうするとこのモデルでは、CSOのアドボカシー活動を十分に説明できないのであろうか。

以下、モデルと実際のCSOによるアドボカシー活動のずれを明らかにする作業を通して、なぜCSOがHLF4の成果文書に対してアドボカシーを行ったのか、またどのように行ったのかについて考察を行う。まず、次節においてカナダやカンボジアを例に世界的にCSOの政治的スペースが減少しつつある現状を指摘し、途上国のみならず先進国においても政治的スペースの回復がCSOにとって喫緊の課題となっている点を指摘する。さらにその後の節の中で、当初個々に活動していたCSOが援助効果の議論のプロセスにおいて途上国のCSOも巻き込む国際的なネットワークを形成することで途上国のCSOをエンパワーしつつ、政治的スペースを拡大するアドボカシー活動を強固にし、HLF4において冒頭の記述を成果文書に反映させることに成功したプロセスを明らかにする。

3. 世界的なCSOの政治的スペースの減少——国家による抑圧的政策の拡大

(1) CIVICUSによる報告——世界的な市民活動への制約

CSOを含む市民社会の政治的スペースについては、CIVICUS: World Alliance for Citizen Participation (CIVICU

S)が作成しているCivil Society Index (CSI: 市民社会インデックス)において世界的な市民活動を取り巻く政治的状況が示されており、世界的な傾向が把握できる。⁽⁵⁾ CIVICUSは、市民活動への制約を、(1)市民社会組織への法的制約、(2)市民参加への政治的制約、(3)市民活動家の投獄、(4)市民社会のメンバーの暗殺、(5)市民社会のメンバーへの物理的な攻撃、(6)デモへの暴力的な取締りの六つの観点から分類しており、全体的な傾向と各テーマについて複数の事例をレポートの中で報告している。全体的な傾向として、世界四〇カ国四〇〇人に調査した結果、調査対象者の一〇%が市民社会の活動に対して社会的、政治的、文化的に厳しい制約(Highly restrictive)がかかっていると認識しており、また三六%が制約(Quite limiting)があると回答している。また、比較的制約は緩い(moderately enabling)と回答した割合は四五%にとどまっており、多くの国で市民活動に制約が加えられていることが指摘されている。⁽⁶⁾

さらに、各テーマについては、例えば(2)の市民参加への政治的制約の項目で、国際的な人権系のアドボカシー団体であるThe International Federation for Human Rightsがベトナムで開催されたASEAN People's Forumへの参加を許可されなかった例や、(3)の市民活動家の投獄について、ウズベキスタンにおいてHIV/AIDSの活動家が作成したHIV/AIDSの啓発・予防のための本が「違法」と判断され、七年の投獄の判決が出た例などが挙げられている。⁽⁷⁾ 報告書においては、他にも個別のケースが簡単に紹介されているが、ここでは特にカンボジアおよびカナダの事例をより具体的に述べることでCSOの政治的スペースが減少している現状を確認する。

(2) カンボジアの事例——CSOの活動制限につながる法律の成立⁽⁸⁾

カンボジアにおいてCSOの活動の制約につながる法律の成立が進んでいる。カンボジアでのCSOに関する

法律制定の動きは一九九五年頃からあり、当時のカンボジア政府が「NGOの活動に対して法的根拠が必要」と主張したことに始まる。その後、長らく具体的な動きはなかったが、二〇〇八年九月にフン・セン首相が法制定を促進すると言及したことを期に政府内でNGO法制定の動きが活発となり、二〇一〇年一月二十五日に内務省が第一章にわたる法案のドラフトを公開するに至った。その後、このドラフトを巡り、CSOやドナー諸国を巻き込んだ議論がカンボジアにおいて行われ、二〇一一年七月末に第三ドラフトが提示された。このドラフト二〇一一年一月中旬に国会において採択される予定となっている。

カンボジアではサービステリバーを行うCSOの活動が比較的活発であった。特に一九九三年の民主化前後からカンボジアには国内外から多くのCSOが集まり、草の根のレベルでカンボジア社会を支援してきた。現在、約二〇〇〇の市民社会組織がカンボジアにおいて開発に従事しているとみられている。また、日本のCSOの活動が最も活発な国でもあり、約五〇〇の日本のCSOがカンボジアに関わる支援を行っている⁽⁹⁾とされている。

今回制定されるNGO法は、このようなカンボジアにおけるCSOの活動に大きなインパクトを与えると考えられている⁽¹⁰⁾。最も大きな変化は、カンボジアで活動するにあたって政府への登録が必要となることである。登録を行わなかった場合、法人格が与えられず活動ができなくなる。また、国際NGOの場合には、外務省との覚書も必要となり、さらに覚書を取り交わす際にはいくつかの条件が設定されている。例えば、カンボジア国内に事務所を設置していることやカンボジア国外に本部事務所があり法人登録をしていることなどであり、小規模の活動を行っている団体には厳しい条件となる。そして、最大の懸念事項とされるのが、登録には政府の裁量の余地が働く可能性があり、許可されない場合が想定されることである。その際に異議申立ての制度は示されていない。他にも、前年度決算や次年度計画の報告義務が課され、違反した場合は国内NGOの場合は警告および三カ月以下の活動停止、国際NGOの場合は覚書が無効となるといった厳しいルールがある。これらの問題を大きく捉えると、「結社の自由」が脅かされている事態とい

える。

実際に、カンボジア政府のCSOに対する制限はすでに厳しくなっており、二〇一一年八月四日には土地や人権問題について活動を行っているローカル団体であるSamakum Teang Thaut (STT) が五カ月間の活動処分を受けた。カンボジア政府の開発政策に対して批判的な言動を行ったことが原因と考えられるが、法的な根拠はないとされる。¹¹⁾

このようなカンボジア政府の動きに対して、CSOはネットワークを組みつつ、アドボカシー活動を展開した。ドラフトが公開された後、二〇一一年一月にカンボジア内務省はCSOと意見交換の場を設けた。しかし、この場には国内外のCSO約一二〇団体が参加したものの、内務省が選別したCSOのみが参加できるというものであった。さらに、当日の内務省のプレゼンテーションでは質疑応答が認められず、出席者が発言できたのは午後のグループディスカッションだけであった。¹²⁾

これに対し、カンボジアのCSOは共同声明を作成し、世界各国のCSOから賛同の声を集めた。この共同声明には現在五〇〇近い世界の援助関係団体が支持を表明している。¹⁴⁾ また、国王を始め、国会議員や関係省庁、EUやUNDP、ADBなどの国際機関、ドナー各国にレターを送り、この問題の国際的な発信と意識喚起を行った。これらの動きに対し、日本大使館を始めとするいくつかの在カンボジア大使館がカンボジア政府とCSOとの協議の場に出席し、NGO法の問題点について指摘を行うなど、ドナー国からの反応も現れつつある。

このようなCSO側の動きの中心を担った団体が上で述べたCCCであった。CCCは、The NGO Forum on Cambodia¹⁵⁾などのネットワーク型のCSOとともにHLF4に向けた報告書および提言書を作成するとともに、国際的なネットワーク(後述)の中で中心的役割を担うGlobal Facilitation Group (GGG)に参加し、この国際ネットワークの世界大会をカンボジアで開くなど、カンボジアにおけるCSOの活動環境に関する国際的なアピールを積極的に行った。

このようにカンボジアでは法律の制定によりCSOの活動範囲が狭くなることが懸念されており、それに対抗するアドボカシー活動も展開されている。カンボジアでは、すでに述べたように市民的自由が比較的制限されており、CSOが自由にアドボカシー活動を実行できる環境にはなっていない。そのためCCCを中心としたCSOは、カンボジア政府だけではなく、CSO間の国境を超えた横の連携を活かしながら国際的なアドボカシー活動を行うことに活路を見出したのである。

(3) カナダの事例——資金的支援の中止による政府・CSOの協調関係の変容

カナダは長らく多元的な社会の形成に取り組んできており、CSOなどによる市民活動への政府の支援も行われ、政府とCSOの関係は他のドナー国と比べても良好な形を維持してきた。そのカナダにおいても近年CSOに対する政治的スペースの減少という事態が発生している。

カナダでのCSO活動に対する制約の端緒となったのは、政府の援助機関であるCanadian International Development Agency (CIDA) から宗教系団体であるKAIRÓSへの突然の資金的支援の中止の通達であった。⁽¹⁹⁾ KAIRÓSは、カナダのキリスト教系の組織から成るCSOで、人権や環境に関わるプロジェクトやアドボカシーを実施している団体である。KAIRÓSは一九七三年よりCIDAから資金的なサポートを得ており、長らく良好な関係を築いていた。二〇〇八年のCIDAからKAIRÓSへの資金的支援は一五七万ドルに上り、KAIRÓSがプロジェクトを実施する上で重要な資金となっていた。ところが二〇〇九年一月、翌年以降のKAIRÓSのプログラムへの支援の打ち切りがCIDAから伝えられた。KAIRÓSは、二〇〇九年以降の五年間のプログラムへの支援をCIDAに要請しており、詳細を詰める過程でCIDAからも好意的な回答があったといわれている。しかし、審

査の最終段階において開発大臣により支援を行わない決定が下された。開発大臣から KAIRROS に宛てた手紙では、KAIRROS の実施するプログラムが CIDA の重視するテーマと合致しないことが理由として挙げられていたが、これに対して KAIRROS は CIDA が作成した KAIRROS の二〇〇六年—〇九年プログラムの評価において「KAIRROS のプログラムは CIDA のポリシーと合致する」と記述していることから、CIDA の姿勢の矛盾点を指摘している。さらに、二〇〇九年一二月にカナダの移民・市民権・多文化主義大臣 (Minister of Citizenship, Immigration and Multiculturalism) が反ユダヤ主義に対する取組みの例として KAIRROS への資金的支援の中止を挙げ、KAIRROS が反ユダヤ主義運動を展開していることから資金的支援を打ち切ったことを示唆した。KAIRROS はこれに対して、KAIRROS が反ユダヤ主義的行動をとったことはないとしており、CIDA の主張に真つ向から反論している。また、KAIRROS は二〇一一年三月に再度 CIDA に対して資金的支援の申請を行ったが、二〇一一年一〇月に返答を受け取り、KAIRROS のプログラムが金額に見合う価値がない (not “good value for money”) として申請が却下された旨を報告している¹⁷⁾。

資金的支援が打ち切られたのは KAIRROS だけではない。カナダの CSO を束ねるネットワーク組織である CICA も二〇一〇年六月、CIDA からの支援が打ち切られ大幅な予算の削減をせざるをえない状況となった。CICA のようなネットワーク組織への支援が打ち切られる例は他のドナー諸国においてみられない上、CICA は設立された一九六八年以降長らく CIDA と協力関係にあり、この決定に対する反発の声がカナダの他の CSO からも上げられた。CICA の代表は「この決定は懲罰的政治 (punishment politics) である。政府の政策に反対の声を上げると資金的な支援を失うリスクを負うことになる」と述べており、CICA がカナダ政府の政策に批判的な姿勢を示したことが支援の打ち切りにつながったことを示唆している¹⁸⁾。

CIDA は、その後も CSO への資金的な支援の方法に新たなアプローチを取り入れることを発表したが、この新¹⁹⁾

たなアプローチには入札制度が想定されているとして、C C I C が再考を求める声明を出すなど政府とC S O間で混乱が続いている。声明文の中でC C I C は、入札制度の導入は個々の団体にとって資金の流れの予測性を低下させ、長期的な成果が必要な開発のプログラムにとって障害でしかないと指摘している。⁽²⁰⁾ 通常、政府からのC S Oへの支援はC S Oによるプログラムやプロジェクトのプロポーザルを検討した上で決定されるものであり、入札制度が導入された例はほとんどない。カナダのC S Oと政府の関係は、協力してプログラムやプロジェクトを作り上げる関係から、コストを中心に機械的に支援の可否が決定される関係に変化しつつあるといえる。他にも、二〇一一年一月には、C I D AからC S Oへの支援の決定の通知が期日を大幅に過ぎてもなされず、C S Oのプロジェクト実施に大きな影響を与えていることからC C I Cが調査に乗り出すなど、過去のカナダ政府とC S Oにはなかつた緊張関係が高まりつつある。⁽²¹⁾

このようなカナダ国内の状況の変化を受け、C C I CはC C C同様に国際的なC S Oのネットワークの中でC S Oの政治的スペースを拡大させるためのアドボカシー活動に強くコミットしてきた。外部からのプレッシャーを通して、カナダ政府の政策の変化を促すことを目標にしたのである。

以上、カンボジアとカナダを例に国家によるC S Oへの制約が厳しさを増している現状を確認してきた。本稿ではカンボジアとカナダの例を扱ったが、程度の差はあるものの他の国においても同様のケースが報告されている。次節以降、世界的にC S Oの政治的スペースが減少している中で、C S Oがどのように問題意識を持ってネットワークを組み、どのようなアドボカシー活動を展開したのかについて検証を進めることとする。

4. 援助効果論の誕生と展開

援助効果の議論に関わるCSOの動きの検討に入る前に、本節においてこれまでの援助効果論の流れの整理を簡単に行いたい。

援助効果の議論は、MDGsを達成するためには援助の量とともに質も重要であるとの認識から生まれてきた。援助効果に関する第一回の会議が、二〇〇三年ローマで開催され「ローマ調和化宣言」が出され、その二年後の二〇〇五年にパリで開かれた「第二回援助効果向上のための閣僚級会合（HLF2）」において「援助効果にかかるパリ宣言（以下、パリ宣言）」が採択された。パリ宣言は、援助効果向上のための具体的な行動をドナー国や援助機関、被援助国に求めたもので二〇一〇年までに達成すべき目標を示しており、現在の援助効果の議論の基本的な骨格を形作る国際合意である。パリ宣言の基本的な構成要素は、現在に至る援助効果に関する議論においても多くが引き継がれている。その後、二〇〇八年にガーナのアクラにおいてHLF3が開催され、パリ宣言の進捗を確認するとともにパリ宣言を補完するアクラ行動計画（Accra Agenda for Action: AAA）が合意された。さらに、二〇一一年にはHLF4が韓国の釜山において開かれ、パリ宣言の進捗を評価するとともに、二〇一一年以降の新たな援助効果の枠組みが合意されるに至っている。

5. CSOの政治的スペースを回復するアドボカシー活動

(1) 国際的なネットワークの形成と提言内容——アクラ閣僚級会合まで

世界各国でCSOに対する活動への制約が高まる中で、援助効果に関するパリ宣言の議論のプロセスではCSOの政治的スペースが拡大しつつあった。二〇〇五年のパリ会議では、二五ほどのCSOが会議にオブザーバー参加するという極めて限定的な参加であったが、その後パリ会議に参加したCSOが中心となりドナーとの協議が開始される。

CSOは、アドボカシーを組織的なアドボカシーを開始するにあたり、ネットワークキングを行い、援助効果について政策提言等を行うための連合体であるInternational CSO Steering Group (ISG)を結成した。ISGは、二〇〇七年一月ナイロビの世界社会フォーラム(World Social Forum)で設立されたものであり、フィリピンのIBONを事務局に二〇団体がいかに参加した。さらに、同時期の二〇〇七年一月には、OECDの中に、CSOが参加するAdvisory Group on Civil Society and Aid Effectiveness (AG)が設立された。⁽²³⁾このAGには、途上国のCSOから三団体、ドナー国のCSOから三団体、途上国政府から三カ国、ドナー国政府から三カ国が参加して構成されており、CSO側のメンバーはISGに所属する団体を中心となって選出された。⁽²⁴⁾

AGは、HLF3であるアクラ会議までに世界の各地域において全七回のコンサルテーション会議を開催し、CSOから意見を集約する作業を行った。一連のコンサルテーションはマルチステークホルダーの形で行われ、開発に関わるCSOのみではなく、ドナー国政府や途上国政府、国際機関も交えながら議論が進められた。最後のコンサルテーショ

ンが二〇〇八年二月にカナダで行われ、アクラ会議に向けた議論の結果は報告書にまとめられた。⁽²⁵⁾

この報告書はCSOと援助効果の関係について主に三点を指摘している。まず、一点目はCSOの役割の認識である。⁽²⁶⁾ CSOは開発のアクターとしてこれまで貢献してきた。しかし、どのようにCSOが開発に貢献したのか、どのような役割を果たしてきたのかについて、世界的な共通の認識は形成されてこなかった。この報告書では、CSOの役割として例えば、「草の根のコミュニティや貧困層、社会的に周辺化された人びとを動員する」「政府やドナーの政策と行動を監視し、ローカルな知識を活用することで政府やドナーのアカウンタビリティを強化する」「政策的対話を行う」「サービスを提供し、プログラムを実施する」など八項目にわたってその役割が指摘された。

二点目に指摘された点は、パリ宣言とCSOの関わり方、中でも民主的オーナーシップの重要性である。⁽²⁷⁾ パリ宣言では、オーナーシップの重視が掲げられていた。オーナーシップが強調された理由として、被援助国側がプロジェクトのオーナーシップを認識していないがために、ドナーが引き上げた後にプロジェクトが破綻してしまうということがあつた。すなわち、被援助国側が現場でのプロジェクト実施をドナー側の責任として認識することで、結果としてドナーが資金や技術の提供を止めた後、途上国政府が実施の責任を引き継がず、プロジェクトが存続不能となってしまうのである。報告書の中では、今や国家の開発戦略の当事者は政府だけではなく、開発戦略の計画から実施、モニタリングに至る過程で政府以外の市民社会の組織あるいは個人も深く関与していることが指摘された。したがって、ドナーの支援終了後も責任をもってプロジェクトの管理・運営を行うには、政府だけではなく市民社会の組織や個人もオーナーシップを認識することが必要となるのである。このことは「国のオーナーシップ (Country ownership)」に対比させる形で「民主的オーナーシップ (Democratic ownership)」と名付けられた。

三点目に指摘された点は、CSOの効果を最大限にする政策環境 (enabling environment) である。⁽²⁸⁾ CSOが独立した開発のアクターとして認識され、民主的なオーナーシップが確認されたとしても、CSOが効果を最大限発揮でき

る環境が整備されていなければ、CSOは開発に貢献することができない。そのため、ドナーや途上国政府などあらゆる開発アクターはCSOの開発効果が最大となるような環境を整備する必要があるとする指摘が行われた。政策環境を構成する要素として挙げられた項目は、「表現、結社、集会の権利の保障と促進、および情報へのアクセス確保のメカニズム」「CSOに関する立法と税制などの政策」「CSOの透明性やアカウントビリティを促進する規範」などである。

これらの三つの項目をみると、開発の主流にCSOを位置づけようとする意図がみられる。

(2) アクラ閣僚級会合とアクラ行動計画

二〇〇八年九月、世界各国の閣僚と国際機関がアクラに集まり、援助効果に関する第三回閣僚級会議（HLF3）が開催され、パリ宣言の取組みに対する中間評価が示された。⁽²⁹⁾ この中では、パリ宣言の進捗状況が遅れていることや、ドナー側の制度変更が必要とされる部分について一層の取組みが必要である点が指摘されている。また、中間評価を受けてその後の方向性を示す政治文書である「アクラ行動計画（AAA）」が採択された。⁽³⁰⁾ AAAの中では、各ドナー国がパリ宣言の履行を進めるために計画案を策定して公表することを求めるとともに、オーナーシップの重視やドナー間の協調、南南協力の促進などが盛り込まれた。

HLF3にあたってはAGの議論を踏まえながらCSOも事前にポジション・ペーパーを発表し、CSOの意見を成果文書に反映させるべく開催前から期間中にかけて積極的なアドボカシーを展開した。⁽³¹⁾ 結果として、ODAの援助効果に関する部分ではCSOが求める内容を十分に反映した形のAAAとはならなかったものの、CSOに関する部分では重要な進展があった。まず、CSOを独立した開発のアクターとして認識し、CSOの効果が最大限発揮され

る政策環境を実現することが明記された（A A A二〇項⁽³²⁾）。また、開発の政策や実施に関してCSOと広範でハイレベルな対話を行うことが求められた（A A A一三項⁽³³⁾）。そして、ドナーや途上国政府は市民に対して透明性とアカウンタビリティをより一層進めていくことが記された（A A A二四項⁽³⁴⁾）。A A Aにおいてこれらの三点が示されたことは、市民社会にとって大きなブレイクスルーとなったと考えられている⁽³⁵⁾。

(3) CSOネットワーク強化——Open Forum v Better Aid誕生

H L F 3以前から、ODAの効果について議論をするだけでなく、CSOが実施している支援についても、その効果を明確にしていくべきであるという意見が出てきており、CSO内で自らの援助の効果を議論する必要性の認識が生まれていた。その結果、二〇〇八年二月、カナダで行われたAGの最後のコンサルテーションにおいてCSOの効果について個別の議論のプロセスを開始し、H L F 4までに結論を得ることが合意された。この合意は、二〇〇八年六月にパリで開かれたCSOの会合において再確認され、CSOの効果を議論するためにOpen Forum for CSO Development Effectiveness (Open Forum) のプロセスを開始することが合意されるに至った⁽³⁶⁾。このOpen Forumは、CSOの多様性を確保するために、運営主体であるGGFのメンバーシップを詳細に定めている⁽³⁷⁾。例えば、ジェンダーや地域、活動分野や活動形態など広範なCSOの声が反映されるルールになっており、可能な限り多様性を尊重する仕組みとなっている点特徴的となっている。

他方で、ODAの援助効果については、ISGを発展的に解消する形でBetter Aidが結成された。H L F 3以前は、OECD-DACの作業部会から六カ国、ISGから六団体が出る形でAGが作られ、市民社会と国家の議論の場が提供されていたが、H L F 3以後はAGは解散し、作業部会に市民社会組織の代表者が正式なメンバーとして参加す

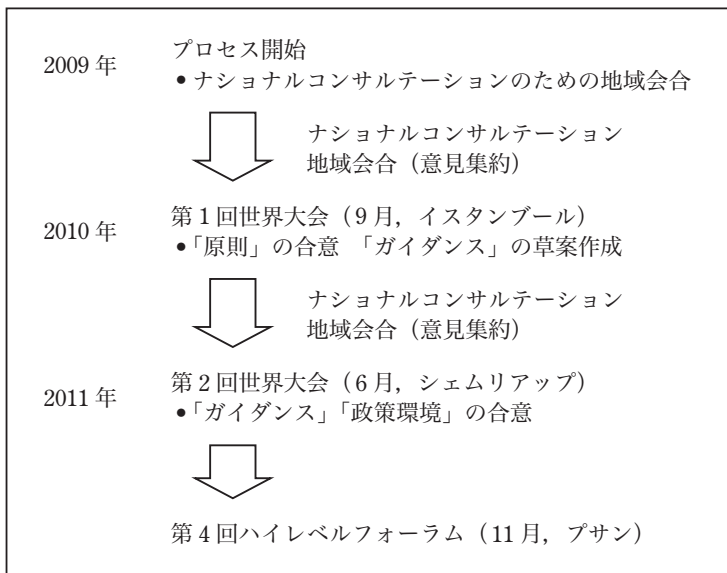


図2 Open Forumのプロセス

ることとなった。このことは、援助効果の議論のプロセスの内部者となり、より直接的に交渉に関わることができるようになったことを示している。援助効果の議論のプロセスはかつてないレベルで市民社会に開かれたといえる。このようにODAの援助効果についてはBetter Aidが、CSOの効果についてはOpen Forumが議論の取りまとめとなる母体として新たに誕生した。

(4) Open Forumのトピック

二〇〇八年に誕生したOpen Forumは、CSOの開発効果を向上させるため、「CSOの開発効果のための枠組み（CSO development effectiveness framework）」の作成に取りかかった。この枠組みは、CSOが開発において重視する「原則」、原則を実施するための「ガイダンス」から構成される。また、CSOが効果的に活動するための「政策環境」についても議論が行われることとなった。

枠組みを作るプロセスは、まず国レベルでナショナルコンサルテーション (national consultation) と呼ばれる各国内の開発関係のCSOが集まる会議を開き、「原則」や「ガイダンス」「政策環境」に関する議論を行う。そこで得られた結論を五つの地域レベルの会合 (regional workshop) に持ち寄り地域レベルの意見として集約する。さらに、それらの意見を世界大会 (global assembly) に持ち寄り、最終的に国際的な場で世界のCSO間で合意を行う、というプロセスが進められた。実際には、二〇〇九年初めに五つの地域でナショナルコンサルテーションの主権者となるナショナルプラットフォームと呼ばれるCSOが集まり、ナショナルコンサルテーションの進め方に関するワークショップが開かれた。その後、二〇〇九年を通してナショナルプラットフォームのCSOは各国でナショナルコンサルテーションを開催し、「原則」「ガイダンス」「政策環境」に関する意見の集約を行った。集約された意見は二〇〇九年の末から二〇一〇年の初頭にかけて行われた地域レベルのワークショップで共有され、その後二〇一〇年九月にイスタンブールで開かれた国際会議において世界レベルで共有された³⁸⁾。このイスタンブールの世界大会において、CSOが開発において重視する「原則」が「イスタンブール原則 (Istanbul Principles)」として合意された。さらにその後、二〇一〇年後半から二〇一一年前半にかけて地域レベル、国レベルで再度コンサルテーションを行い、最終的に二〇一一年の六月にカンボジアのシエムリアップで第二回世界大会が開かれ、「ガイダンス」および「政策環境」を含めた枠組みが「シエムリアップ合意 (Siem Reap Consensus)」として合意された。最終的にナショナルコンサルテーションが実施された国は約八〇に上り、かつてない規模でCSOが協調した行動をとった事例となった。

(5) CSO開発効果の「原則」「ガイダンス」「政策環境」

八〇カ国を超えるナショナルコンサルテーションと五つの地域での二〜三回にわたるワークショップ、二回の世界大

会を経て合意された「原則」「ガイダンス」「政策環境」の内容は次のようなものとなった。

まず「原則」は次のように定義される。「CSO開発効果の原則とは、CSOの社会経済、政治、組織的なつながりに影響を及ぼす価値や質を表したものである。原則は、貧困、脆弱で社会から取り残された人びとの権利を確実にする活動を重視するもので、CSOの開発活動にとつて普遍的な基準となる⁽³⁹⁾」。このような定義に基づき議論された結果、世界のCSOの間で次の八つの「原則」が合意された。(1)人権と社会的正義を尊重し、推進する。(2)女性と少女の権利を推進し、ジェンダーの平等と公平性を実現する。(3)人びとのエンパワメント、民主的オーナーシップと参加に焦点をあてる。(4)環境の持続性を推進する。(5)透明性とアカウントビリティを遵守する。(6)公平なパートナーシップと連帯を模索する。(7)知識を創出、共有し、相互学習に関与する。(8)持続的変化の実現に寄与する⁽⁴⁰⁾。これらの「原則」がCSOによるイニシアティブで合意に至った意義は大きい。これまで開発に携わるCSOは、自らの開発における役割を経験的には認識しながら、世界的なレベルで自らが創造しうる価値を示してこなかった。それを二年という長い年月をかけて世界規模で議論を喚起し、八つの原則に収斂させたのである。これは、開発に関わる他のアクターに対して、CSOの存在意義を強く認識させる意味を持つ。

また、この「原則」はODAの援助効果の議論を相対化する意味も持つ。Open Forumの議論の中ではしばしば「援助効果から開発効果へ」という言葉が聞かれた。パリ宣言に代表される援助効果向上の取組みは、ドナー諸国が抛出するODAを効果的、効率的に途上国で活用するところに焦点があたっていた。そのため、開発のどの側面を重視しているかは必ずしも議論されてこなかった。他方で、Open Forumのプロセスを通してCSOが示した「原則」はCSOの価値を示すとともに、例えば人権やジェンダーといった開発において重視されるべきことも提示する内容となっている。このことは、「援助効果から開発効果へ」の価値の転換を強く促すCSOの具体的な取組みといえる。

次に「ガイダンス」は八つの「原則」を実際に行う際に活用する指針として作成された。すべての「原則」

にはさらにそれぞれ四つ〜六つの「ガイドランス」が記載されている。例えば、「原則1」については、「開発のあらゆる側面で権利ベースのアプローチを実践すること」という「ガイドランス」が書かれている。最終的には、「イスタンブール原則を実行するために (Putting the Istanbul Principles into Practice)」⁽⁴¹⁾という詳細な冊子を作り、開発に関わるあらゆるCSOに「原則」の実施を求めている。Open Forumでは、「原則」をCSOが重視する単なる価値に終わらせるのではなく、それを着実に実行し、開発におけるCSOの役割を他の開発アクターに認識させることを重視しているといえる。

「原則」や「ガイドランス」がCSO自身が実施するものであるならば、「政策環境」はCSOが「原則」や「ガイドランス」を実行する際に、それを実行しやすい環境作りを他のアクターに求めるものである。Open Forumは「政策環境」を次のように定義している。「CSOが自身の活動の遂行に影響を及ぼす、政府や公的ドナー、その他の開発アクターによって作られる政治的、政策的背景である」。記述したようにAAAの二〇項において、CSOはパリ宣言をより深化させる上で重要なアクターとして認識され、CSOが活動しやすい環境作りをドナー各国や途上国政府、その他の開発アクターに求めている。しかし、AAA以降、CSOを取り巻く環境はますます悪化しており、パリ宣言の実行において重要なアクターであるCSOの活動が阻害される状況が生まれている。⁽⁴²⁾そこでOpen Forumは「原則」「ガイドランス」を議論するとともに、CSOの効果的な活動の環境を確保するための最低限の基準を議論し、ドナー国や途上国政府、関係する開発アクターに対してそれらの基準を確保することを求めることにした。

Open Forumの議論の中で合意に至った「政策環境」の基準は五つに分けられる。まず、一点目は、「基本的人権を保障する」である。特に途上国のCSOは国家から自由権の侵害を受けていると認識している場合が多く、結社と集会の自由やCSOの組織としての法的な承認、表現の自由、移動の自由などの保障を強く求めている。二点目は、「正当性を持つ開発アクターとしてCSOを認識する」であり、途上国政府やドナー国が法律や政策、開発のプログラム

の中でCSOを独立したアクターとして認識し、正当な参加を確保するように求めている。三点目は、「民主的な政治・政策的対話を実施する」となっており、開発政策の中に市民社会の多様なアクターの意見を反映させることを求めている。四点目は、「開発政策に関する透明性とアカウンタビリティを持つ」である。これは政府の開発政策や実施が市民に対して必ずしも開かれた形でみえてこなかったことから、情報公開を含め開かれた開発政策を求めるものである。最後の五点目は、「CSOに対して資金的なサポートをする」であり、CSOは公共財を提供しているという認識のもと、CSOの活動を支えるために資金的な側面からドナーや途上国政府はCSOをサポートすることを求めている。

このようにしてOpen Forumは二年の間に国、地域、世界レベルで多種多様な会議を開き、CSOの「原則」「ガイドダンス」「政策環境」を作成し、合意した。この動きは、これまで開発の文脈でしばしば周縁化されてきたCSOの役割を他の開発アクターに認知させ、開発のプロセスの透明化とCSOの正当かつ実質的な参加を求めるものといえる。このOpen Forumの動きが釜山でのHLFでどのように反映されたのか、次節において確認することとする。

6. 釜山HLF4に向けたCSOの動きとその結果

(1) HLF4に向けたCSOの最終提言

二〇一一年一月に開催されるHLF4に向けてBetter AidとOpen Forumは共同でポジション・ペーパーを発表した。“CSOs on the road to Busan”と名付けられたペーパーには、四つの提言内容が書かれている⁽⁴³⁾。まず一点目は、民主的オーナーシップを基本としたバリ宣言およびAAAの履行の強化である。HLF4が近づくにつれ、二〇〇五年に

合意されたパリ宣言の進捗が遅れていることが明らかとなってきた。CSOとしては、パリ宣言およびAAAの履行をさらに進めるとともに、履行を強化する上で民主的オーナーシップを中心に据えることを求めたのである。

二点目は、人権の保障を重視する開発協力を通じた開発効果の向上である。Open Forumがこれまで議論したように、これまでの援助効果の議論においては援助の効果・効率性ばかりが議論され、人権などの価値の実現は援助効果の議論の枠外に置かれていた。そのため、援助は人権の保障を通じた人間開発にもつと焦点をあてるべきであるという認識を示したのである。

三点目は、独立した開発のアクターとしてCSOを認識することである。ここでは、CSO側が政府側に「イスタンブール原則」の承認（endorsement）と「政策環境」に関する最低限の基準の合意をHLF4の成果文書において実現することを求めている。

そして、最後の四点目は、より公正で公平な援助の枠組みの構築である。多様な開発のアクターが出現しつつある中で、これまでのドナー国と途上国が中心となって進める開発協力のあり方から、より多様なアクターを内包した開発協力のあり方へ、ガバナンスの仕組みそのものの変更を促す内容となっている。

Open ForumとBetter Aidが作成したこのポジション・ペーパーはHLF3以降CSOが議論してきた提言内容をまとめたものであり、包括的かつ本質的なものとなっている⁽⁴⁴⁾。両CSOネットワークは、このポジション・ペーパーを基により詳細な議論を交えつつさまざまなアドボカシー活動を各国政府に対して展開していった。

(2) マルチステークホルダー対話を通じたCSOと政府の協働

HLF3からHLF4に至る過程でのCSOによる意見集約の過程はユニークなものであったが、一方でCSOと

関係国の交渉の過程も他の国際会議のプロセスと異なりユニークな形態をとった。通常、開発に係る国際会議の場合、交渉のプロセスは政府間のみで会合が開かれ、CSOは外部から提言書の発表やロビーイングを行って交渉プロセスに影響力を及ぼそうとする。しかし、HLF4に至る過程では、CSOのメンバー二名が援助効果に関する議論が行われるOECD-DACの援助効果作業部会に出席し、実際の交渉の場でCSO側の意見のインプットを行った。

さらに、CSOの開発効果について議論するタスクチームがOECDの援助効果作業部会の下に作られ、スウェーデン（ドナー国）、マリ（途上国）、CCIC（市民社会組織）の共同議長のもと、多数のドナー国、途上国政府、CSOの参加を得て、HLF4までに七回のマルチステークホルダー対話が行われた。このタスクチームは、HLF3まで政府と市民社会間の間で対話の場として機能していたAGの提言に基づいて二〇〇九年四月に発足したものである。このように公的な交渉の一部分に市民社会のアクターが入り、政府側と意見を交わすケースはこれまでの開発に関する議論の中ではみられなかったものである。

このタスクチームは、政府とCSOが意見を交わす場として機能しているだけでなく、共同でパリ宣言のCSOに関連する部分の進捗のレビューを行うとともに、HLF4に向けた提言書を発表し、HLF4の成果文書のドラフトに対するコメントの作成を行っている。例えば、共同提言書ではCSOを独立した開発アクターとして認識してマルチステークホルダーの形で政策対話を進めることや、CSOの開発効果を最大化するための「政策環境」を整えることを明記している⁽⁴⁵⁾。また、HLF4の成果文書のドラフトに対して二度にわたりコメントを出し、「政策環境」の定義の曖昧さを指摘しつつ代替案となる具体的文言を提案している。さらに、オーナーシップについても国家のオーナーシップだけではなく市民を含めたオーナーシップを明記するように求めるなど、タスクチームが作成した共同提言書やドラフトに対するコメントは、CSOの意見を反映したものとなっている。

このようにマルチステークホルダー対話形式で政府とCSOの間の意見交換を重ねて、議論を成熟させ、提言書や

成果文書のドラフトに対するコメントを共同で作成することは、HLF4に至るプロセスの特徴的な取組みといえる。

(3) HLF4の結果

二〇一一年一月二九日から二月一日にかけて釜山においてHLF4が開かれた。この会議は、二〇〇五年に合意されたパリ宣言のこれまでの進捗を確認するとともに、二〇一一年以降の援助効果の枠組みの議論を行う位置づけで開催された。参加国は約一六〇に上り、国連事務総長やクリントン米国務大臣など各国の大臣級を始めとして三〇〇〇人が集まり議論を行った結果、成果文書である“Busan Partnership for Effective Development Co-operation”が合意された。

成果文書では、援助効果の向上にかかる共通の原則として、開発途上国のオーナーシップ、成果重視、包括的なパートナーシップ、透明性とアカウントビリティの四つが合意された。また、中国やインドなども成果文書を承認し、新興国も含めた形で今後の援助効果の議論が進むこととなった。

そのような内容の中で、CSOに関係する項目も大きな進展をみせた。HLF3以降、CSOは主に(1)独立した開発アクターとしてCSOを認識する、(2)民主的オーナーシップを確保する、(3)CSOの政策環境を整える、という三点を成果文書の中に含めるよう特に強調してきた。その結果、成果文書の二二項において、政府と市民を結びつける国会と地方行政の役割を認識した上で、民主的オーナーシップを確保することが明記された⁽⁴⁶⁾。また、二二項aにおいて、CSOを独立した開発アクターとして認識し、国際的に保障された権利と照らしあわせて政策環境を整えることが確認された⁽⁴⁷⁾。さらに、二二項bにおいて、「イスタンブール原則」や「ガイダンス」を含む「国際枠組み(IIシエムリアップ合意)」が明記され、CSOによる開発効果へのより一層の貢献が奨励された⁽⁴⁸⁾。

この結果は、CSOがHLF3以降議論し、HLF4の成果文書に含まれるよう提言してきた内容を反映させたものとなっている。特に、CSOが独自のイニシアティブを進めてきたCSO開発効果の「原則」やそれを実施するための「ガイドランス」が政府間の公的文書に反映されたことは重要である。CSOが開発において生み出す価値を国家が正当に認識し、今後の開発の流れの中でCSOにより重要な役割を担うことが求められる内容となっており、HLF3以降にCSOが世界規模で実施してきた意見集約と提言の取組みが明確な成果を残した結果といえる。

7. おわりに——政治的スペースと国境を超える

CSOネットワークによるアドボカシー

本稿では、開発の文脈において世界的に減少しつつあるCSOの政治的スペースを巡って、各国のCSOが横断的にネットワークを組み、主要な国際会議をターゲットにアドボカシー活動を展開する経緯を考察してきた。具体的には、本稿でも事例として挙げたカンボジアのNGO法の成立やカナダなど一部の先進国で特定のCSOに対する資金の支援が突然打ち切られるなど、途上国、先進国に関わらずCSOの活動環境は厳しさを増している。

豊富のモデルで考えると、公共財を提供するCSOの役割が多く、国で限定されつつあり、その結果政治的多元主義の程度が先進国においても中程度以下に下がりがつつある状況が発生している。このため、途上国のCSOだけではなく先進国のCSOも「大きい政府」あるいは「小さい政府」の議論ではなく、政治的スペースの拡大を目標とした「よい政治」を求めるアドボカシー活動を展開せざるをえなくなっている。このことはカナダの例から明らかであろう。

他方で、各国の国内レベルでは政治的多元主義の程度が下がりがつつあるものの、HLFのプロセスにおいては二〇

○五年以降CSOの参加のあり方は目覚しく進展した。すなわち国際レベルでは政治的多元主義の程度が相対的に高まっていたと考えられる。その結果、国際社会においてCSOはより積極的なアドボカシー活動を展開した。具体的には、Open Forumというかつてない規模での意見の集約を市民社会レベルで実行し、多様な意見を集約するという正当性を背景に、民主的オーナーシップの確立や独立した開発アクターとしてのCSOの承認、政策環境の整備を国家に迫り、政治的スペースの維持・拡大を図ったのである。また、タスクチームのように政府と意見を交わし、共同で提言書やコメントを作成することで交渉のプロセスにCSO単独では持ち得ないような影響力を与えようとした。これも政治的多元主義が進んでいる証左といえよう。ユニークな形でのアドボカシー活動の進め方は、今後の国家と市民社会の關係に影響を与える可能性が十分にある。このような過去にみられないCSOによるアドボカシー活動の結果、「国家の開発に関する課題において広範で民主的なオーナーシップを確保する」、「開発に関わるアクターは」CSOが独立した開発アクターとしての役割を發揮できるように最大限の努力をする」といった文言が成果文書の中に反映されたのである。

一方で、重富が提示したモデルの限界も明らかとなった。重富のモデルでは政治的多元主義の程度が低い国家では市民社会は政治的沈黙を守るしかない。すなわち、CSOが能動的に活動することで政治的なスペースを拡大していくことは想定されていない。今回の援助効果に関わるプロセスで明らかになったように、CSOは国境を超えてネットワークを形成することで、国を超えて意見、情報を発信しうる。すなわち、政治的なスペースが極めて限られている国で、HLF4の成果文書に反映させることが可能となる。この成果文書は、会議に参加した国が履行すべき文書であることから、今後各国のCSOはこの文書を参照しつつ政府に対して改善を求めていくことができる。このようにして、一国内にしか基盤を持たないCSOであっても横の連携を通して、自らの状況を改善するための取組みを実行し

うる。カンボジアのネットワーク組織であるCCCの代表がOpen Forumの一連の会議において最も積極的に議論に参加し、CSOのポジションを形成するにあたりカンボジアの状況を細かくインプットしたことは、その具体例である。国際的なCSOのネットワークは、政治的多元主義の程度が低く、国内的には政治的沈黙を余儀なくされる状況にあるCSOに対して、それを克服する機能を提供していると理解できよう。今やCSOの動きはグローバルに展開しつつあり、ネットワークの強固さもかつてないレベルに高まっている。政治的スペースを巡るCSOの国際的なアドボカシー活動の分析を進めるためには、重富が提示したモデルに「国際的なNGO間のつながり」の程度を変数に加えた新たなモデルを構築することが必要である。

注

(1) 近年、援助効果の議論を行う際にはNGO (Non-Governmental Organization) ではなく、CSO (Civil Society Organization) という言葉が使われている。この背景には、開発に関わるアクターはNGOだけではなく、労働組合や宗教団体、協同組合など市民社会に広く存在する組織が関わっているという考えがある。このような観点から本稿においては、基本的にCSOという呼称を使用するが、開発に携わるアクターという意味では日本におけるNGOのイメージとCSOはほぼ同じである。

(2) 重富真一「NGOのスペースと現象形態——第三セクター分析におけるアジアからの視角」『レヴァイアサン』三一号、木鐸社、二〇〇二年、四四頁。重富真一『アジアの国家とNGO』、明石書店、二〇〇一年、二三頁。

(3) *Ibid.*、三八—六二頁。

- (4) 市民の意見表明などの自由度を示す Freedom House の Civil Liberties 指標のカンボジアの数値は、五(二〇一一年)である。重富のモデルでは政治的多元主義の程度は「低」に分類される。
- (5) CSI は、世界各国の三万人の市民、四〇〇〇の市民社会組織の代表、一〇〇〇人の専門家に調査を行い、市民参加、団体の組織基盤、行動規範、市民社会が社会に与える影響、市民社会発展のための外部環境の五つの視点から指標を作成するものである。CSI に関するレポートについては、CIVICUS, “Bridging the gaps: Citizens, organizations and dissociation,” August, 2011. を参照。また日本の CSI については大阪大学が調査を実施した。以下のサイトにて、プロジェクト概要の閲覧が可能。 <http://www.osipp.osaka-u.ac.jp/npocenter/CSI/csjproject/index.htm> (二〇一一年二月九日アクセス)
- (6) Tiwana, Manddeep and Nelsanet Belay, “Civil Society: The Clampdown is Real — Global Trends 2009-2010,” CIVICUS, December 2010, p.7.
- (7) Ibid, p.10.
- (8) NGO 法を巡る動きについては、カンボジアで活動する日本の NGO も強い関心を持っている。特に日本国際ボランティアセンター (JVC) は日本国内、カンボジア内でアドカシーに積極的に関与している。以下のサイトを参照のこと。 <http://www.ngo-jvc.net/jp/participate/trialerrorarticle/2011/09/aideffective-wakasugi.html> (二〇一一年二月九日アクセス) また、カンボジア内では、ネットワーク NGO である Cooperation Committee for Cambodia (CCC) が NGO 法に関してアドボカシー活動を行っている。 <http://www.ccc-cambodia.org/ccc-project/ngo-law.html> (二〇一一年二月九日アクセス)
- (9) 国際協力 NGO センター『NGO データブック二〇一〇』二〇一一年。
- (10) カンボジアの NGO 法の問題点については、以下の分析を参照のこと。 The International Center for Not-for-Profit Law, “Comments on the Third Draft Law on Associations and Non-Governmental Organizations of the Kingdom of Cambodia,” August 2011.
- (11) Asia Times, “Cambodian NGOs under the Gun,” September 20, 2011.
- (12) <http://www.ngo-jvc.net/jp/participate/trialerrorarticle/2011/09/aideffective-wakasugi.html> (二〇一一年二月九日アクセス)
- (13) “NGO and Associations Joint Statement on the Third draft of the Law on Associations and Non-Governmental Organizations.”

- (14) 賛同団体のリストについては。以下を参照のこと。 [http://www.ccc-cambodia.org/downloads/ngolaw/statements/List NGOs Endorsed 3rd NGO Law JS update on 14_10_11.pdf](http://www.ccc-cambodia.org/downloads/ngolaw/statements/List%20NGOs%20Endorsed%203rd%20Law%20JS%20update%20on%2014_10_11.pdf) (二〇一一年十二月九日ドクメン)
- (15) The Cooperation Committee for Cambodia, the NGO Forum on Cambodia, Medicam, Busan and Beyond-Accountability and an enabling environment for Non-governmental Organizations in Cambodia, September 2011.
- (16) KAIROSのCIDDAによる資金支援打ち切りについては次の資料を参照のこと。 KAIROS, "KAIROS & the CIDDA Cuts at a Glance," 20 January 2010.
- (17) KAIROS, "CIDDA update for KAIROS Supporters," 21 October 2011.
- (18) CCIC, "CIDDA Funding to CCIC Threatened- Canada's Foreign Aid Community Risks Losing Strong Voice for World's Poor," 1 June 2010.
- (19) CIDA, "Minister Oda announces next step to CIDA's Aid Effectiveness," 22 June 2010. <http://acdi-cida.gc.ca/acdi-cida/ACDI-CIDA.nsf/eng/CEC722111726KXG> (二〇一一年十二月九日ドクメン)
- (20) CCIC, "Open Letter to the Minister of International Cooperation," 26 November 2010.
- (21) CCIC, "Survey on the impacts of CIDA funding delays on civil society organization," November 2011.
- (22) パリ宣言は五つの要素と二つの指標を定めている。五つの構成要素は「オーナーシップ」「マライメント」「調和化」「成果マネジメント」、相互説明責任である。それぞれの要素に指標が付随しており、二〇一〇年までに「ドナー国」「被援助国」が達成すべき目標を定めている。
- (23) アドバイザリーグループの役割は、援助効果に関するCSOの役割について検討し、OECD内の援助効果作業部会と閣僚級会合にCSOの具体的な関与の方法の提言を行うことである。詳しくは、Advisory Group on Civil Society and Aid Effectiveness, "Civil Society and Aid Effectiveness: Concept Paper," 2007, Annex Aを参照のこと。
- (24) ICSOおよびAGの設立については以下の報告書を参照。Wood, Jacqueline and Henri Valot, "Strengthening Civil Society's Roles and Voice: Reflections on CSO Engagement with the Accra Third High Level Forum on Aid Effectiveness," Philippines: IBON books, October 2009.
- (25) Advisory Group on CSOs and Aid Effectiveness, "Synthesis of Findings and Recommendations," August 2008.

- (26) *Ibid.*, p.9.
- (27) *Ibid.*, p.12.
- (28) *Ibid.*, p.17.
- (29) OECD, “2008 Survey on Monitoring, The Paris Declaration, Making Aid More Effective by 2010,” 2008.
- (30) フクラ行動計画については、以下の論文に詳しい。遠藤衛「援助協調」大林稔、石田洋子編著『アフリカにおける貧困者と援助』晃洋書房、二〇〇九年。
- (31) Better Aid, “Civil Society statement in Accra warns urgency for action on aid,” 1st September 2008.
- (32) “Accra Agenda for Action,” paragraph 20.
- (33) *Ibid.*, paragraph 13.
- (34) *Ibid.*, paragraph 24.
- (35) Costanza de Toma, “Advocacy Toolkit-Guidance on how to advocate for a more enabling environment for civil society in your context,” November 2011, p. 17.
- (36) Costanza de Toma, “Outreach Toolkit,” April 2010.
- (37) Open Forum, “Terms of Reference and Selection Process for the GFG for the Open Forum for CSO Development Effectiveness,”
- (38) Open Forum, “Open Forum Country and Sectoral Consultations: A Synthesis of Outcomes—Toward a Framework for CSO Development Effectiveness,” September 2009.
- (39) Open Forum, “The Siem Reap CSO Consensus on The International Framework for CSO Development Effectiveness,” June 2011, p. 4.
- (40) *Ibid.*, pp.4–14.
- (41) Bermann-Harms, Christina and Nora Lester Murad, “Putting the Istanbul Principles into Practice: A Companion Toolkit to the International Framework for CSO Development Effectiveness,” November 2011.
- (42) Open Forum, *op. cit.*, p.17.

- (43) Better Aid, “CSOs on the road to Busan,” April 2011.
- (44) Better Aid & Open Forum の参加者の個々の INGO の独自の提言書を發表している。例として Oxfam, “…” など。
- (45) The Task Team on CSO Development Effectiveness and Enabling Environment, Working Party on Aid Effectiveness, Cluster A, “CSO Development Effectiveness and the Enabling Environment-Key Messages for the Fourth High Level Forum on Aid Effectiveness,” April 2011.
- (46) “Busan Partnership For Effective Development Co-operation,” December 2011, paragraph 21.
- (47) Ibid, paragraph 22.
- (48) Ibid, paragraph 22.